

8

スポーツ・青少年・教育

8
ス
ポ
ー
ツ
・
青
少
年
・
教
育

1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援

(提案要求先 内閣官房・内閣府・警察庁・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・スポーツ庁・文化庁・厚生労働省・農林水産省・林野庁・経済産業省・国土交通省・観光庁・環境省)
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局・都民安全推進本部・戦略政策情報推進本部・総務局・生活文化局・都市整備局・環境局・福祉保健局・病院経営本部・産業労働局・建設局・教育庁)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）開催に向け、国を挙げて全面的に支援すること。

<現状・課題>

東京 2020 大会の開催が来年に迫り、大会準備も、競技会場が順次、竣工及び改修が完了するとともに、競技のテストイベントが本格化するなど、ハード・ソフトの両面において大会準備の総仕上げの段階に移ってきた。残された1年間で東京 2020 大会の成功を確実なものとし、アスリートはもとより、世界中の人々の高い期待に応えていくためには、国を挙げた開催支援体制の更なる拡充が必要である。

国が平成 27 年 11 月に閣議決定した「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」では、「大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため、必要な措置を講ずる。」こととされている。

また、平成 29 年 5 月 31 日には、国、都、組織委員会、競技会場が所在する自治体の四者で、東京 2020 大会の役割分担及び経費分担に関し、基本的な方向について合意した。合意では「オールジャパンでの取組を推進するために必要な協力・支援を行う」とされており、ここには必要な地方の財源確保も含まれている。

令和元年 9 月から日本全国 12 会場で開催されたラグビーワールドカップ 2019TM で得られた経験をはじめ、スポーツ振興や国際交流、経済の活性化、東日本大震災及び熊本地震からの復興等の成果を、翌年開催の東京 2020 大会の成功につなげ、さらに大会成功の効果を全国に波及させていくためにも、国を挙げて開催準備に取り組むことが不可欠であり、これまで以上に役割と責任を果たしていくことが求められている。

<具体的要求内容>

(1) 東京 2020 大会開催に向けて、国の施策に関する事項について必要な措置

を講じるとともに、競技会場等の整備、セキュリティ対策や輸送などの東京2020大会に関する事項全般について、各種交付金・国庫補助負担金の活用や地方財政措置など財政面を含め全面的に支援を行うこと。

- (2) 競技会場として都、他自治体及び民間事業者が整備を行う恒久施設については、国庫補助負担率等国の通常の財政措置の枠組みを超えた積極的な財政支援を行うこと。

また、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」への対応や木材の活用促進など、施設の充実に資する整備についても、積極的な財政支援を行うこと。

- (3) 東京2020大会に関連するインフラ整備に関し、国の所管分については着実に整備を進めるとともに、都整備分については積極的な財政支援を行うこと。
- (4) 東京2020大会開催に向けて外国人旅行者の受入環境を整備し、その利便性の向上を図ることが重要であることから、その方策の一つとして、「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」が策定した基本的な考え方及び取組方針を踏まえ、各機関・団体と連携・協働した取組を推進することなどにより、ICTも活用しながら外国語表示・標識等の整備を促進すること。

さらに、AIによる多言語音声翻訳技術の開発及び利用促進を図ること。

- (5) 東京2020大会に向けて、外国人旅行者等が安心して医療を受けられる体制を整備するため、医療通訳の育成・活用体制の整備など、医療機関における多言語による診療体制の整備に向けた取組に対する支援を行うこと。
- (6) 東京2020大会に向けて、安定的な大会運営に資するよう、アンブッシュ・マーケティングの防止について必要な措置を講じること。
- (7) 東京2020大会に向けて、チケットの不正転売を防止するための法律が成立されたが、大会時における観客の公平な観戦機会の享受などが実現されるよう、法の実効性を高めるための必要な措置を講じること。
- (8) 東京2020大会の関係者（ID兼資格認定カードを所持する者）が大会において必要な役割を果たすために必要な期間、査証なしで入国し、滞在できるよう、必要な措置を講じること。
- (9) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第27条に基づき、東京2020大会の開催に必要な補助金を交付するとともに、大会開催に必要な資金に対してスポーツ振興くじ助成金を交付するなど必要な措置を講じること。
- (10) 東京2020パラリンピック競技大会について、円滑な開催準備のために積極的に支援を行うとともに、障害者スポーツ振興に力を注ぐこと。
- (11) 東京2020大会をドーピングのないクリーンな大会とするため、世界アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング対策について、組織委員会と関係行政機関等が連携するための体制の構築を支援するなど、国として必要な措置を講じること。
- (12) 東京2020大会を文化の面でも成功に導くとともに、日本の多彩な芸術文化の魅力を世界に発信するため、都や組織委員会が取り組む様々なプロジェクト及び全国の自治体が独自に実施する大規模かつ象徴的な文化プログラムに対し、必要な財政支援を行うこと。

また、東京 2020 大会を契機とし、文化プログラムを全国に浸透させ、レガシーとしていくため、財政支援に加え、地域で活躍するアーティストや文化団体等に対する人材育成支援や、事業の企画・実施体制を構築・強化する取組への支援等を充実すること。

(1 3) 日本文化の魅力を世界に効果的に発信していくため、国、都及び組織委員会から構成される関係者会議を活用して、各主体の目玉事業や大型プロジェクトの情報共有、戦略的広報の検討を行うなど、連携を強化すること。

(1 4) 東京 2020 大会に向けて、社会に貢献しようとするボランティアマインドの醸成、多様性を尊重し、障害者を理解する心のバリアフリーの涵養、自他を認め合う豊かな国際感覚の育成などを可能とするとともに、こうした取組について、大会終了後もレガシーとして教育活動に残していけるような、オリンピック・パラリンピック教育プログラムの展開を全国に広げること。

また、子供たちの学びを支える教員の指導力の向上を図るため、オリンピック・パラリンピックの価値や意義の理解に資する研修や、障害者スポーツ指導者講習など、オリンピック・パラリンピック教育に関する教員研修等の拡充を進めること。

(1 5) 東京 2020 大会の成功には大規模かつ質の高いボランティアの確保が必要なため、全国から幅広い世代の参加を促進する気運の盛り上げや、着実な育成のための研修環境の確保に向けた支援等を行うこと。

また、ボランティア休暇の普及・取得促進をはじめ、大会時にボランティアに参加しやすい環境づくりなど、ボランティアの円滑な運用を行う上で必要な措置を講じること。

(1 6) 東京 2020 大会は「復興オリンピック・パラリンピック」でもあり、被災地の復興なくして大会の成功はないため、大会が被災地の復興の後押しとなるよう、国として必要な事業を着実に実施するとともに、事前キャンプ地の誘致や大会関連イベント等の取組に対する支援を行うなどオールジャパンでの開催気運の盛上げにつなげていくこと。

(1 7) 東京 2020 大会の聖火リレーを安全かつ着実に成功できるよう、必要な支援を行うこと。

(1 8) 大会成功とともに開催効果を全国に広く波及させていくため、全国の自治体の実施する聖火リレーやパブリックビューイングなどの開催気運の盛上げに向けた様々な取組に対する支援を行うこと。

(1 9) 平成 29 年 4 月に公表されたセキュリティ基本戦略に基づき、国が行うべき施策について必要な措置を講じるとともに、テロを含む治安対策、サイバーセキュリティ対策、災害対策及び感染症対策を都、組織委員会等と連携して実施し、セキュリティ対策に万全を期すこと。

(2 0) 円滑な大会輸送の実現と、我が国の経済活動との両立を図れるよう、テレワークやオフピーク通勤の推進をはじめ、国発注工事の調整や、関連団体・民間事業者等に対する工事調整への協力を働きかけること。また、物流対策として、全国規模での荷主・配送先企業等の理解・協力及び 2020 アクションプラン策定に向けた情報発信等、交通需要マネジメント (TDM) の推進に向け、都及び組織委員会と連携した着実な取組を行うこと。さらに、混雑緩和

- 和に向けて、市民や都外からの来訪者に向けた積極的なTDM広報に取り組むこと。加えて、首都高の料金施策の実施に向けた取組を推進すること。
- (21) 東京2020大会の成功に向けて、大会時を見据えたテスト期間におけるTDMの効果検証の結果を踏まえた取組に対する支援を行うこと。
- (22) 東京2020大会時に想定される多くのビジネス航空の飛来に備え、受入れ環境の整備を図ること。
- (23) 東京2020大会に向けて、外国人等に対する熱中症等の関連情報の発信・注意喚起の充実を図るとともに、気象に係る高度な予測情報の提供等、暑さ対策の推進に向けた取組を行うこと。
- (24) 東京2020大会開催に向けた外国人旅行者の安心・安全確保のため、地震・大型台風等の災害時における情報提供体制の強化について、都、組織委員会等と連携して取組を推進すること。
- (25) ラグビーワールドカップ2019™における、会場アクセス、交通・警備、セキュリティなどの取組を、レガシーとして東京2020大会の成功へと繋げていけるよう、都や他の自治体の取組に対し、全面的に協力するとともに国として積極的な財政支援を行うこと。

参 考

○ スポーツ基本法（抜粋）

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

○ スポーツ振興投票の実施等に関する法律（抜粋）

（スポーツ振興投票に係る収益の用途）

第二十一条 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、文部科学省令で定めるところにより、地方公共団体又はスポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下この条及び第三十条第三項において同じ。）が行う次の各号に掲げる事業に要する資金の支給に充てることができる。

- 一 地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設（設備を含む。以下この項において同じ。）の整備
- 二 スポーツに関する競技水準の向上その他のスポーツの振興を目的とする国際的又は全国的な規模の事業を行うための拠点として設置する施設の整備
- 三 前二号の施設におけるスポーツ教室、競技会等のスポーツ行事その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業（その一環として行われる活動が独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号。以下「センター法」という。）第十五条第一項第二号及び第四号に該当する事業を除く。次号において同じ。）

2 学校における働き方改革の実現

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

学校における働き方改革を推進し、教員の長時間労働改善と教育の質の向上を図るため、業務負担の軽減や勤務時間の把握に係る人的措置・財政的支援を行うこと。

<現状・課題>

学校では、教員が子供たちの学力向上に向けて熱心に授業改善などの取組を行っていることに加え、子供たちをめぐる不登校・中途退学対策、いじめへの対応、子供の貧困への対応といった社会状況の変化に伴った多様・複雑で困難な課題に真摯に向き合っている。こうしたことにより教員の多忙化が進展している。

平成30年9月、文部科学省が教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（確定値）を公表したが、前回調査時点（平成18年度）と比較して、平日・土日ともに勤務時間が増加していることが判明した。とりわけ中学校における部活動については、土日の勤務時間が大幅に増加しており、早急に部活動顧問の負担を軽減するとともに、専門的な技術指導を充実させることが必要である。

「学校における働き方改革」は、国における最重要課題の一つであり、平成31年1月25日には、中央教育審議会学校における働き方改革特別部会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が取りまとめられた。答申では、①勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進、②学校及び教師が担う業務の明確化・適正化、③学校の組織運営体制の在り方、④教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革、⑤学校における働き方改革の実現に向けた環境整備の5つの施策の一体的な推進が必要とされている。

また同日、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されるとともに、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（平成31年3月18日文部科学事務次官通知）により、各教育委員会及び各学校において取り組むことが重要と考えられる方策が整理された。

教員の長時間勤務は早急に解決すべき課題であり、国、教育委員会、学校が一体となり、具体的かつ実効性のある取組を講じ、学校における働き方改革を強力に推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 教員の事務作業等に係る負担を軽減するため、業務を補助するスクール・サポート・スタッフや給食費等に係る学校徴収金事務システムの導入等の人的措置・財政的支援を複合的に行うこと。特に、スクール・サポート・スタッフについては、国庫補助を拡充するとともに配置人員を拡大するなど、財

政的支援を充実すること。

- (2) 校務の中核的役割を担う教員の負担軽減のため、主幹教諭に加え、同様の業務を行う教諭の授業時数の軽減が可能となるよう財政的支援を行うこと。
- (3) 教員の中でもとりわけ多忙な副校長の事務作業等に係る負担を軽減するため、副校長の業務を補助する外部人材の導入等に係る経費について、財政的支援を行うこと。
- (4) 教員の勤務時間の把握に向け、出退勤システムの導入に対する財政的支援を行うこと。
- (5) 専門的な指導ができる部活動指導員等の導入を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。
- (6) 部活動指導員や外部指導者等の円滑な運用に向けた環境整備を図ること。

3 学校施設の空調設備整備に対する支援

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

区市町村立学校の空調設備整備が推進されるよう、財源を早急に確保し、財政支援を行うこと。

また、都立高等学校等についても、新たに空調設備整備の補助制度の対象に加え、財政支援を行うこと。

<現状・課題>

(1) 区市町村立学校の空調設備整備事業について

昨今の猛暑は災害に相当すると言われており、熱中症対策に対する保護者等の関心は高く、学校施設の空調設備整備についてはより一層の取組が求められている。

都は平成22年度から教室の冷房化に取り組み、独自の補助制度を実施するなど安心・安全な学校環境整備を推進してきたが、平成30年度に補正予算を組めず「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を活用できなかった自治体は、令和2年度以降の建築計画にも空調事業を計上している。

また、学校体育館は、被災時には避難所としての機能を有するため、避難所の熱中症対策のためにも、教室と同様に空調設備整備を推進する必要がある。

そのため、都においては、平成30年度から、学校体育館等への空調設置について補助制度を創設し、令和元年度からは、国が対象としていないリース方式の空調整備事業についても区市町村の取組を支援している。

普通教室・特別教室については国の採択がなされたが、学校体育館等の空調設置事業についての採択はなかった。令和元年度以降については、採択方針によると空調事業の優先度が低く、十分な財政措置がなされているとは言えない。

また、現在の空調設備整備補助単価は実勢工事価格と大きく乖離^{かい}があり、区市町村に対しての十分な補助となっていない。

学校体育館等への空調設置により児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所機能の向上により国土強靱化^{じん}を図るためには、国庫補助額の十分かつ安定的な確保が必要である。

(2) 都立高等学校等の状況について

都立高等学校等については、現在、施設老朽化に伴う改築や改修に加え、非構造部材の耐震化やトイレ洋式化等の対応もあり、さらに、平成30年6月に発生した大阪北部を震源とする地震に伴う被害の発生を踏まえ、ブロック塀の安全対策にも着手するなど、多くの施設整備案件を抱えている現状が

ある。

こうした中、近年における猛暑に伴い、暑さ対策として、今後は学校体育館に空調設備の整備を進めていくことや、特別教室への空調設備整備の推進に努めていくことも、強く求められている。

空調設備の整備は、緊急に実施することが求められており、かつ多額の費用を要することから、財源の確保が必要不可欠となっているものの、都立高等学校等については、学校施設環境改善交付金の対象外となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 区市町村立学校の普通教室・特別教室に空調を新設する事業については、来年度の夏以前に設置が完了するよう、補正予算等により早期に採択すること。学校体育館を含む屋内体育施設においても当初予算の確保を行うこと。
- (2) 都立高等学校等についても、空調設備の整備には多額の費用が必要なことから、新たに補助制度の対象に加えること。